

東証指數算出要領

(東証マザーズ Core 指數編)

2020 年 12 月 25 日版

株式会社 東京証券取引所

2020 年 12 月 25 日発行

目次

| | |
|--|---|
| 変更履歴 | 3 |
| はじめに | 4 |
| I. 株価指数概要 | 4 |
| II. 指数の算出 | 4 |
| 1. 概要 | 4 |
| 2. 算出式 | 4 |
| 3. 採用価格 | 5 |
| 4. 算出対象の追加・除外 | 5 |
| III. コーポレートアクション等に伴う除数及び修正単元株の修正 | 6 |
| 1. 修正対象となる事項 | 6 |
| 2. 除数の修正方法 | 7 |
| IV. その他 | 8 |
| 1. 公表、基礎情報の提供 | 8 |
| 2. 利用許諾 | 9 |
| 3. 問い合わせ先 | 9 |

変更履歴

| 公表日 | 変更内容 |
|------------|---|
| 2013/8/13 | ・新株予約権の無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）の取扱いを追加いたしました。 |
| 2014/3/25 | ・問い合わせ先等を修正しました。 |
| 2018/7/23 | ・算出対象の追加基準について明確化いたしました。 |
| 2020/3/31 | ・「IV.その他」を修正しました。 |
| 2020/6/30 | ・配当落微調整日の早期化に伴う所要の変更 |
| 2020/12/25 | ・採用価格等に係る取扱いを明確化いたしました。 |

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が算出・配信を行う、東証マザーズ Core 指数に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と東証が判断した場合は、東証が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は東証の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によつても、東証に無断で複写、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、東証は、東証マザーズ Core 指数の算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、東証マザーズ Core 指数若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。
- ・ 東証は東証マザーズ Core 指数の株価指数について、配当なし株価指数と配当込み株価指数を算出する。

I. 株価指数概要

- ・ 東証マザーズ Core 指数は、東証マザーズ指数の算出対象を母集団とし、時価総額（浮動株ベース）を基準とし、流動性、利益及び配当状況等を勘案して、東証が選定した銘柄を算出対象とする。利益及び配当状況は、有価証券報告書を使用する。算出開始当初は、15 銘柄で構成することとし、選定基準日は 2010 年（平成 22 年）12 月 30 日とする。（算出開始後は、上場廃止等により、15 銘柄に満たなくなることもある。）
- ・ 基準日は 2011 年（平成 23 年）10 月 7 日・基準値は 1,000 ポイントである。

II. 指数の算出

1. 概要

東証マザーズ Core 指数は修正株価平均方式により算出される株価指数である。各指値の単位はポイントで小数点以下第 2 位までとする。（小数点以下第 3 位四捨五入）

2. 算出式

- ・ 指数構成銘柄の調整株価の合計を基準日の調整株価合計（除数）で除すことにより算出する。

$$\text{指値} = \frac{\sum (\text{株価} \times \text{指数用上場株式数} \times \text{調整係数})}{\text{除数}} \times \text{基準値}$$

$$* \text{調整係数} = \frac{\text{修正単元株}}{\text{指数用上場株式数}} \times 100,000$$

- 修正単元株は、株価調整用に使用するもので原則売買単位を使用する。ただし、算出開始後に株式分割又は株式併合が発生した際には、変更し、売買単位とは異なる数値となる。

3. 採用価格

- 東証マザーズ Core 指数を算出する際の採用株価及び除数の修正に使用する株価は、東証の立会取引における株価とし、次の順序で採用する。

①特別気配又は連続約定気配、②約定値段、③約定値段又は特別気配がない場合は指数用基準値段（①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用）

4. 算出対象の追加・除外

算出対象の追加・除外は、原則として次の場合のみであり、算出対象の定期見直しは行わない。

(1) 算出対象の除外

- 算出対象が東証第一部、東証第二部又は JASDAQ への市場変更となる際には、当該変更日から起算し、翌年の 10 月最終営業日の前営業日まで算出対象とし、同年の 10 月最終営業日に除外する。
- 算出対象が上場廃止となる場合は、上場廃止日に除外する。ただし、算出対象が株式移転により上場廃止となり、新設会社が新規上場する際は継続して指数算出対象として組入れる。
- 整理銘柄指定に割り当てられる場合は、整理指定日の 4 営業日後に除外する。

(2) 算出対象の追加

a. 概要

- 市場変更及び上場廃止等により算出対象銘柄数が 15 銘柄に満たなくなる場合、追加基準に基づき、各銘柄の浮動時価総額、流動性、営業利益、配当金等を考慮し、算出対象銘柄数が 15 銘柄となるよう 10 月最終営業日に算出対象を追加する。
- 追加となる銘柄については 10 月第 5 営業日に公表する。
- 追加の基準日は、8 月最終営業日とする。

b. 東証マザーズ Core 指数の追加基準

算出対象について、以下の手順により選定作業を行う。

① 母集団の選定

基準日時点において、東証マザーズ指数の構成銘柄として選定されている銘柄とする。ただし、「整理銘柄指定」「上場廃止」「所属部の変更（マザーズからの市場変更のみ）」となる銘柄を除く。

② 浮動株時価総額を基準とした選定

基準日の浮動株時価総額の大きい銘柄から、以下の基準を満たす銘柄を追加する。

- 直近の本決算の営業利益黒字
- 直近の決算時に有配（来年度無配の予想の銘柄は除く）
- 一定の流動性を有すること

※マザーズ市場における浮動株時価総額及び売買代金（東証の立会取引における売買代金とする。）のシェアを勘案し、営業利益が赤字もしくは無配の場合であっても、追加銘柄とすることがある。

III. コーポレートアクション等に伴う除数及び修正単元株の修正

- 算出開始当初の除数は、構成銘柄の基準日の調整株価合計とする。

1. 修正対象となる事項

(1) コーポレートアクション等に伴う修正

| 修正を要する事項 | 修正日（注2） | 修正内容 |
|--|-------------|-------|
| 株式分割、株式併合、株式無償割当 | 権利落日 | 修正単元株 |
| 有償割当増資 | 権利落日 | 除数 |
| 新株予約権の無償割当てによる増資 (割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。)（注1） | 権利落日 | 除数 |
| 整理指定を伴う上場廃止 | 整理指定日の4営業日後 | 除数 |
| 整理指定を伴わない上場廃止 | 上場廃止日 | 除数 |
| 上場廃止以外の銘柄除外 | 10月最終営業日 | 除数 |
| 銘柄追加 | 10月最終営業日 | 除数 |

注 1：新株予約権の無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）については、権利付最終日の指数用上場株式数に、1株につき割当てられる新株予約権の個数を乗じた株式数を増加させる。割り当てられる新株予約権証券が上場しない場合は、新株予約権の行使として取り扱う。

注 2: 除数及び修正単元株の修正は、修正日の前営業日の引け後（修正日の立会開始前）に行われる。
以下同じ。

(2) 元データ

- ・ 除数の修正事由やその内容、変更日等に関する元データは、東証が発行会社からの報告等を基に日々公表している「所報」から採取する。
- ・ なお、上記の除数の修正事由に関して、発行会社が報告内容を訂正した場合でも、既に算出・公表した指標の値について過去に遡って修正することは行わない。

2. 除数の修正方法

(1) 配当を考慮しない指標（配当なし指標）

修正方法

- ・ 指標の連続性が維持されるよう、次の算式により除数を修正する。

$$\begin{aligned}\text{算式} &= \frac{\text{前営業日の株価} \times \text{修正単元株の合計}}{\text{旧(修正前)除数}} \\ &= \frac{(\text{前営業日の株価} \times \text{修正単元株の合計} \pm \text{修正額})}{\text{新(修正後)除数}}\end{aligned}$$

* 修正額=修正単元株の増加(減少) × 修正に使用する株価
したがって、

$$\text{新除数} = \frac{\text{旧除数} \times (\text{前営業日の株価} \times \text{修正単元株の合計} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の株価} \times \text{修正単元株の合計}}$$

(2) 配当込み指標

- ・ 配当込み指標の算出において使用する配当金は、税引き前の配当金を使用する。
- ・ 配当落日の時点では、当期の配当金額は未確定であるため、配当落金額による除数の修正は、「(a) 予想配当金による修正」と、「(b) 予想配当金と決算短信等で公表された配当金の差異による微調整」の2回に分けて行う。

a. 予想配当金による修正

- ・ 配当落日に、予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し、前項による除数の修正を行う。使用する予想配当金は、原則として、以下のとおり決定する。

- ① 当期の配当金額が適時開示情報にて公表されている場合は、その金額とする。
- ② 当期の配当金額が確定していない（上記①のとおり公表されていない、または同金額が未定等の場合）は前期配当金額とする。
- ・ 除数の修正方法は、基本的には前項(1)と同様だが、次の算式のとおり、剰余金の配当による修正を行う点が異なる。

$$\text{新除数} = \frac{\text{旧除数} \times (\text{前営業日の株価} \times \text{修正単元株の合計} - \text{配当落金額の総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の株価} \times \text{修正単元株の合計}}$$

- * 各銘柄の配当落金額 = 配当落日前営業日の修正単元株 × 予想配当金
- * 配当落金額の総額 = 各銘柄の配当落金額の合計
- * 修正額 = 修正単元株の増加(減少) × 修正に使用する株価

b. 予想配当金と決算短信等で公表された配当金の差異による微調整

- ・ 配当落日に使用した予想配当金と、決算短信又は剰余金の配当に関する開示（以下「決算短信等」という。）で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄について配当落金額の微調整を行う。具体的には、決算短信等で配当金が公表される日（以下「公表日」という。）の月末営業日（ただし、公表日が月末営業日の前営業日又は月末営業日の場合においては、原則として翌月末営業日）に、配当落微調整額の総額を算出し、除数の修正を行う。

$$\text{新除数} = \frac{\text{旧除数} \times (\text{前営業日の株価} \times \text{修正単元株の合計} - \text{配当微調整額総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の株価} \times \text{修正単元株の合計}}$$

- * 各銘柄の配当微調整額 = 配当落日前営業日の修正単元株
× (決算短信等で公表された配当金 - 予想配当金)
- * 配当微調整額総額 = 各銘柄の配当微調整額の合計
- * 修正額 = 修正単元株の増加(減少) × 修正に使用する株価

IV. その他

1. 公表、基礎情報の提供

(1) 指数值

- ・ 東証マザーズ Core 指数の配当なし株価指数の指数值は、東証相場報道システムを通じ

てリアルタイム（15秒間隔）で全国の証券会社、報道機関等へ配信している。

- ・ また、東証マザーズ Core 指数の配当込み株価指数については終値のみを算出している。

（2）指標基礎情報

- ・ 東証マザーズ Core 指数に係る日々の指標基礎情報（除数など）は、「指標基礎情報」において有償による情報提供を行っている。

2. 利用許諾

東証マザーズ Core 指数の算出、数値の公表、利用など東証マザーズ Core 指数に関する権利は東証が有している。このため、東証マザーズ Core 指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す（相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）又はデータ提供する場合など東証マザーズ Core 指数を商業的に利用する場合には、東証とのライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

東京証券取引所 情報サービス部

指標グループ

E-mail : index@jpx.co.jp

以上